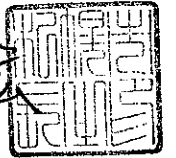


札幌市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月 29 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第29号

札幌市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

札幌市学校給食費の管理に関する規則（令和5年規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 別表1に規定する職員に係る令和6年度分の学校給食費の額に限り、同表の規定の適用については、同表中「277円」とあるのは「312円」と、「328円」とあるのは「370円」とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。